

平成 29 年第 4 回府中町議会定例会

会 議 録（第 1 号）

1. 開 会 年 月 日 平成 29 年 9 月 8 日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 平成 29 年 9 月 8 日（金）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（17 名）

議長	中 村 武 弘 君	副議長	益 田 芳 子 君
1 番	岩 竹 博 明 君	2 番	木 田 圭 司 君
3 番	橋 井 肇 君	4 番	梶 川 三 樹 夫 君
5 番	繁 政 秀 子 君	6 番	山 口 晃 司 君
7 番	二 見 伸 吾 君	8 番	上 原 貢 君
10 番	児 玉 利 典 君	11 番	林 弘 君
12 番	西 友 幸 君	13 番	中 村 勤 君
14 番	西 山 優 君	17 番	小 菅 卷 子 君
18 番	力 山 彰 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（1 名）

15 番 加 島 久 行 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 会期の決定

3 諸報告

（1）議長報告

（2）常任委員会委員長報告

（3）議会運営委員会委員長報告

（4）議会報特別委員会委員長報告

（5）監査委員報告

(6) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

- ・報告第12号 平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

5 第24号議案 平成29年度府中町一般会計補正予算（第2号）

6 第25号議案 平成29年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

7 第26号議案 平成29年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

8 第27号議案 平成29年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

9 第28号議案 府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

10 第29号議案 府中町介護保険条例の一部改正について

11 第30号議案 工事請負契約の締結について

12 第31号議案 財産の取得について

13 第32号議案 広島市に公の施設を利用させることに関する協議について

14 第33号議案 平成28年度府中町歳入歳出決算の認定について

~~~~~〇~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|    |   |       |       |       |   |       |   |   |   |   |   |   |       |
|----|---|-------|-------|-------|---|-------|---|---|---|---|---|---|-------|
| 町  | 長 | 佐藤信治君 |       |       |   |       |   |   |   |   |   |   |       |
| 副町 | 長 | 岡野浩子君 |       |       |   |       |   |   |   |   |   |   |       |
| 教  | 育 | 長     | 高杉良知君 |       |   |       |   |   |   |   |   |   |       |
| 企  | 画 | 財     | 政     | 部     | 長 | 高石寛智君 |   |   |   |   |   |   |       |
| 総  | 務 | 部     | 長     | 坂本雅司君 |   |       |   |   |   |   |   |   |       |
| 福  | 祉 | 保     | 健     | 部     | 長 | 山西仁子君 |   |   |   |   |   |   |       |
| 生  | 活 | 環     | 境     | 部     | 長 | 戸田秀生君 |   |   |   |   |   |   |       |
| 建  | 設 | 部     | 長     | 梶川幸正君 |   |       |   |   |   |   |   |   |       |
| 向  | 洋 | 駅     | 周     | 辺     | 区 | 画     | 整 | 理 | 事 | 務 | 所 | 長 | 脇本哲也君 |
| 消  | 防 | 部     | 長     | 寺尾光司君 |   |       |   |   |   |   |   |   |       |
| 教  | 育 | 部     | 長     | 奥田米穂君 |   |       |   |   |   |   |   |   |       |
| 会  | 計 | 室     | 長     | 立石佳之君 |   |       |   |   |   |   |   |   |       |

|         |        |
|---------|--------|
| 総務部次長   | 大塚圭子君  |
| 福祉保健部次長 | 新見公平君  |
| 生活環境部次長 | 金光一隆君  |
| 建設部次長   | 池口豊記君  |
| 消防本部次長  | 寺西宏政君  |
| 財政課長    | 胡子幸穂君  |
| 職員課長    | 岩崎雅男君  |
| 税務課長    | 金川秀之君  |
| 福祉課長    | 倉崎誠一郎君 |
| 高齢介護課長  | 森太君    |
| 保険年金課長  | 森本雅生君  |
| 健康推進課長  | 長西弘子君  |
| 住民課長    | 三上富雄君  |
| 環境課長    | 屋敷学君   |
| 都市整備課長  | 岡村紀行君  |
| 建築課長    | 川口正幸君  |
| 下水道課長   | 原田司君   |
| 消防課長    | 橋本臣彦君  |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 8. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 榎並隆浩君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(中村武弘君) ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、  
議会は成立いたしております。よって、平成29年第4回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(中村武弘君) 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進め

てまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今日は、１４番西山議員、１７番小菅議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第2、会期の決定を議題に供します。

本定例会の会期につきましては、案としてお手元に配付しておりますとおりです。

それでは、お諮りします。

本定例会の会期は、本日から９月２０日までの１３日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から９月２０日までの１３日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

6月定例会以降ですが、去る7月10日に安芸地区衛生施設管理組合臨時会に出席しました。

議題は、組合議会の議長選挙で、坂町議会の川本議長が選出されました。

また、８月１７日には、町議会議員研修会に参加しております。

研修会では、早稲田大学マニフェスト研究所事務局長の中村健氏から、「住民に期待される議会とは」について、午後には高野誠鮮氏から、「人を動かし町を動かす」について講義を受けております。

なお、詳細については事務局に資料がございますので、ごらんいただければと思います。

以上で議長報告を終わります。

次に、各委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、梶川委員長、お願いいたします。

○４番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。総務文教委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降、７月１４日に委員会を、８月３０日に委員会並びに協議会を開催しております。

７月１４日の委員会では、学校教育に関する事務調査ということで、府中町における就学援助制度について、制度の説明を受けています。

委員からは、新入学用品等については、入学前に援助費の支給はできないか、現在対象になっていない生徒会費等についても、保護者の負担軽減の意味で検討していただきたいなどの意見がありました。援助費の入学前支給については、所得証明書の確認等の要件があるので、今後に向けて研究していくということでございました。

８月３０日の委員会では、皆さんにも配付しておりますが、法に基づき教育委員会の事務点検、評価結果を提出していただき、これまでどおり皆様にも配付しておりますが、参考としていただければと思います。

協議会につきましては、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上をもちまして、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 厚生委員会、繁政委員長、お願いいたします。

○５番（繁政秀子君） 皆さん、おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降、７月２６日に委員会を、８月３１日に委員会及び協議会を開催しております。

７月２６日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、７月に行った子どもたちの貧困対策における実態調査の内容についての説明を受けました。

また同日、府中南交流センターの現地踏査を行い、バンビーズの施設改修箇所を確認しております。

８月３１日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、ヘルプマーク、ヘルプカードの概要や普及促進へ向けての取り組みについて説明を受けました。そのほか、待機児童を含めた現在の保育の状況について説明を受けております。

また、９月定例会前ということで、協議会に切りかえて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございません。

以上で厚生委員会の報告を終わるわけですが、ヘルプマーク、ヘルプカードは９月１日から窓口で配布をいたしております。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 建設委員会、力山委員長、お願いいたします。

○１８番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降、７月２８日に委員会、８月３０日に委員会並びに協議会を開催しております。

７月２８日の委員会では、委員からの申し出により閉会中の委員会事務調査として、「公共下水道事業について」という表題で下水道事業の基本的な仕組みや下水道施設の施工方法、排水設備の設置に関すること、受益者負担金、下水道使用料など、広範囲に及ぶ内容の説明を受けました。

８月３０日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、下水道事業に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、工事請負契約締結の報告について及び工事請負変更契約の締結についての報告を受けました。

また、協議会では、９月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 議会運営委員会、委員長報告をお願いいたします。児玉副委員長。

○１０番（児玉利典君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をさせていただきます。本日は委員長が欠席ということでございますので、副委員長の私のほうから議会運営委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降、一昨日９月６日に委員会を開催しております。

９月６日の委員会では、傍聴席への意見箱の設置について議長から諮問され、設置の是非を含め、今後検討していくこととなりました。

また、その他陳情書等の報告や会期日程についての協議を行いました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 議会報特別委員会、上原委員長、お願いいたします。

○８番（上原 貢君） おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

６月定例会以降、議会報特別委員会は６月２７日の定例会閉会后、７月５日、７月１３日と、昨日の９月７日の４回開催しております。

６月２７日の委員会では、議会広報の編集に関する事務調査ということで、議会だより第１４６号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

７月５日の委員会では、原稿の校正と写真調整を行いました。

７月１３日の委員会では、初校により見出しや記事の内容などの校正を行いました。

また、昨日の９月７日の委員会では、９月定例会の内容をお知らせする議会だより第１４７号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整などについて協議を行いました。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君） 次に、監査委員報告をお願いいたします。

木田監査委員。

○２番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。それでは、監査委員報告をさせていただきます。

監査は、府中町代表監査委員土井精二並びに監査委員木田圭司の両名で実施をいたしました。

まず、地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成２９年５月分を６月１９日に、平成２９年６月分を７月１４日に、平成２９年７月分を８月１５日にそれぞれ実施をいたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金の出納は適正であると認めます。

次に、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく定期監査ですが、平成２９年度第１期定期監査を平成２９年４月１８日から７月７日まで、総務部税務課、福祉保健部健康推進課、会計室を対象に実施をいたしました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、関係書類を調査したところ、平成２８年度の財務に関する事務は適正に処理をされておりました。

最後に、平成２９年７月１４日付で町長から審査に付されました地方自治法第２３３条第２項及び同第２４１条第５項の規定に基づく平成２８年度各会計歳入歳出決算及び基金運用状況及び平成２９年８月８日付で町長から審査に付されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づく平成２８年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、７月１８日から８月１８日の間で審査を行い、いずれも８月２５日に審査意見書を町長に提出いたしております。

以上で監査委員報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いいたします。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君） 広島県後期高齢者医療広域連合議会について、報告をさせていただきます。

６月定例会以降、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されておられません。ですから、報告は以上でございます。

以上で報告終わります。

○議長（中村武弘君） 以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君） 議長さん、御苦労さんでございます。１つちょっとお尋ねしたいのは、火葬場についての話は。

○議長（中村武弘君） すみません、もう一回。

○５番（繁政秀子君） 火葬場。

○議長（中村武弘君） 火葬場、はい。

○５番（繁政秀子君） 火葬場についての話は、安芸地区衛生施設管理組合では出ないんですか。どうでしょうか。

○議長（中村武弘君） 今、言われた火葬場というだけの話は出ましたが、今までどおりということで終わりました。

○５番（繁政秀子君） ああ、そうですか。はい、わかりました。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第４に入る前に理事者の出席を求めますので、しばらく休憩をいたします。それでは、１０時から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。休憩

（休憩 午前 ９時４８分）

(再開 午前 10 時 00 分)

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 4、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君） 皆さん、おはようございます。

本定例会は、本日から 20 日までの 13 日間ということで長丁場となりますが、よろしくをお願いいたします。提起する議題でございますが、町長報告、行政報告につきましては事前には 1 件と申し上げておりましたが、さきの各常任委員会開催後に動きがありまして、報告案件が事案 2 件を追加をして 3 件させていただきます。これを含めまして計 14 件の議題を提起させていただくことになります。よろしく御審議のほどいただきますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは、町長報告、行政報告 3 件を行います。

1 件目は、議長報告でもございましたが、去る 7 月 10 日に平成 29 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会が開催され、出席をいたしました。

議題は、空席となっておりました組合議会議長の選挙でありまして、選挙の結果、坂町議会議長の川本英輔氏が選出され、就任をされました。

次、2 件目でございますが、昨年度、広島県において実施されました土砂災害防止法に基づく東小学校区の基礎調査の調査結果が、昨日 9 月 7 日に公表されたということの報告でございます。

御承知のように、平成 27 年度に基礎調査を完了した北小学校区につきましては、本年 3 月 9 日に土砂災害警戒区域等の指定がされております。このたびは引き続き基礎調査を実施しておりました東小学校区の調査が完了いたしましたので、その結果が広島県のホームページで公表されたというものでございます。

府中小学校、中央小学校、南小学校の各学校区につきましては、今年度基礎調査の現地測量等が実施中でございます。

土砂災害警戒区域への対策につきましては既に御説明をいたしておりますが、1 つとして地域の警戒避難体制を整備し、避難経路を示したハザードマップを作成し、公表をいたします。

2 つには、今年度から自主防災会への活動費助成制度の創設、あるいは特別警戒区域の建築物改修や住宅移転の支援制度を導入してまいるということでございます。

3 つ目には、警戒区域等の固定資産税の軽減措置を講じることといたしておるところでございます。

3 件目でございます。昨日新聞報道がございましたが、広島市東部地区連続立体交差事業の広島市の見直し検討状況についてであります。本件につきましては、平成 27 年 6 月に広島県、広島市、府中町、海田町の 4 者で見直し案の合意をいたしておりますが、広島市において高架化を見送るとした安芸区船越地区の J R 軌道敷について、再検討してる内容についてでございます。4 者合意を基本とし、同地区内にある 3 カ所の踏切を対象に平面通行の技術的な可否を検討を今しておるということございました。成案を得るには、いまして時間を要するとのことございました。

以上、3 件の町長行政報告でございます。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） ただいまの行政報告に対して質問のある方。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第 12 号、平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 報告第 12 号 平成 29 年 9 月 8 日提出。

平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（昭和 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告する。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） おはようございます。企画財政部長です。報告第 12 号、平成 28 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを補足し説明いたします。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の審査意見を付し議会に報告を行うものです。

裏面をごらんください。

1、平成28年度決算健全化判断比率です。4つの指数がございます。

最初に、実質赤字比率です。これは一般会計と土地取得特別会計において、歳出に対する歳入の不足額、いわゆる赤字額を町の一般財源の標準的な規模をあらわす標準財政規模で除したものです。赤字額はございませんので、指数は「－」で表示しております。

続いて、連結実質赤字比率です。これは町の全ての会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。全会計とも赤字額はございませんので、指数は「－」で表示しております。

続いて、実質公債費比率です。これは公債費や算定ルール上公債費に準ずるものとされる経費を町の標準財政規模を基本とした額で除したもので、平成26年度、27年度、28年度の3カ年間の平均値です。対象として、一般会計の公債費や下水道事業特別会計への公債費に対する繰出金、一部事務組合への公債費に対する負担金などが計上されております。指数は8.8%となりました。前年度が10.8%ですので、2.0ポイント下がりました。

主な要因として、公債費について、算定から外れた平成25年度と新たに算定に加わった平成28年度とを比較して、その額が減少したこと、また町税などの増加に伴い、標準財政規模が増加したことなどが挙げられます。

続いて、将来負担比率です。これは町が将来的に負担することとなっている実質的な負債に当たる額から負債の償還に充当可能な基金などの額を控除の上、町の標準財政規模を基本とした額で除したものです。対象として、一般会計の地方債残高や下水道事業債の償還に係る繰り出し見込み額、職員の退職手当負担見込み額などが計上されております。指数は96.4%となりました。前年度が111.1%ですので、14.7ポイント下がりました。

一般会計地方債残高は、学校施設耐震化事業等の借り入れにより増加しましたが、算定上充当可能財源として控除される基準財政需要額算入見込み額や充当可能基金がそれ以上に増加していること、及び町税などの増加に伴う標準財政規模の増加などが主な要因となっております。

次に、２、平成２８年度決算資金不足比率です。これは下水道事業特別会計における資金不足額、いわゆる赤字額の事業規模に対する比率をあらわしたものです。赤字額はございませんので、指数は「－」で表示しております。

各比率の早期健全化基準や財政再生基準、経営健全化基準は、それぞれ各指数の下の欄に記載しており、いずれの指数も下回っております。

監査委員からは、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、基準を上回った場合に適用される財政健全化計画及び財政再生計画を定める必要がないことが確認されたという審査意見をいただいております。

提出書類の審査意見書の中に算定基礎数値や算定式などが記載されておりますので、御参照ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中村武弘君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。
次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第５、第２４号議案、平成２９年度府中町一般会計補正予算（第２号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第２４号議案 平成２９年９月８日提出。

平成２９年度府中町一般会計補正予算（第２号）

平成２９年度府中町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２億２，７８７万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８５億１，８４０万６，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第24号議案、平成29年度府中町一般会計補正予算（第2号）について、補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

7ページをごらんください。まず歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金、個人番号制度導入システム整備費補助金は、歳出総務費に補正計上しております総合行政情報システム構築事業に係る特定財源で、1,120万7,000円の増額補正です。補助率は10分の10です。

次に、目 民生費国庫補助金、保育所等整備交付金は、歳出民生費の小規模保育所整備助成事業及び保育所施設耐震化助成事業に係る特定財源で、国の補助基準額の増額により、1,712万9,000円の増額補正です。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で必要な一般財源を措置するもので、1億8,187万円の増額補正です。

8ページをお願いします。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成28年度の本会計の歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算剰余金を繰り越すものです。決算剰余金は5億988万9,000円ですが、当初予算に5億円を計上しておりますので、差し引き988万9,000円の増額補正です。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入、過年度収入は、平成28年度に交付を受けた生活保護費負担金の精算に伴い、国庫負担金が追加交付されるもので、509万

7, 000円の増額補正です。

続いて、消防団員退職報償金は、消防団員に退職報償金を支給することに伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から同額が町に支払われるもので、97万9,000円の増額補正です。

次に、款 町債、項 町債、目 民生債、保育所施設耐震化助成事業債は、歳出民生費に増額補正計上しております保育所施設耐震化助成事業の特定財源で、110万円の増額補正です。

続いて、小規模保育所整備助成事業債は、歳出民生費に増額補正計上しております小規模保育所整備助成事業の特定財源で、60万円の増額補正です。

9ページから歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、総務一般事務事業は、嘱託職員1名分の報酬及び社会保険料の合計86万6,000円の増額補正です。今年度の町における障がい者の雇用人数が法定雇用率を下回っているため、文書整理等の業務に従事する嘱託職員1名を障害者雇用枠と雇用するものです。文書整理等の業務については、過去は紙媒体で文書目録等を保存しており、そのデータベース化が課題となっておりましたが、今回嘱託職員1名を雇用することにより、その解消を図るものです。雇用期間は、平成29年11月から平成30年3月までの5カ月間です。

次に、目 財政管理費、財政調整積立基金積立金事業は、平成28年度の一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算剰余金について、法令に基づきその2分の1相当額を積み立てるものです。積み立てる額は2億5,500万7,000円ですが、当初予算に2億5,000万円を計上しておりますので、差し引き500万7,000円の増額補正です。

次に、目 諸費、過誤納還付金事業は、過誤納還付金として不足見込み額1億6,696万1,000円を増額補正するものです。

内訳として、町税に係る還付金不足見込み額が1億681万6,000円、生活保護費給付、障害児施設措置費等に係る国、県支出金の精算に伴う返還金が6,014万5,000円となっております。

次に、目 情報システム管理費、総合行政情報システム構築事業は、マイナンバーカード等の記載事項の充実についてのシステム改修に要する経費で、1,120万7,000円の増額補正です。

具体的には、住民基本台帳及びマイナンバーカードについて、希望者に対し旧姓併記、これはもとの名字を現在の名字と併記するということですが、これを可能にするシステムの構築を行うものです。

10ページをお願いします。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業は、国民健康保険特別会計の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金として必要な一般財源を繰り出すもので、1,956万3,000円の増額補正です。

次に、目 老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）事業は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金として必要な一般財源を繰り出すもので、9万5,000円の増額補正です。

11ページです。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費、保育所施設整備助成事業は、第二府中ひかり保育園増改築工事に伴う独立行政法人福祉医療機構からの借入金について、要綱に基づき償還金及び利子の2分の1の額を補助するもので、このたび借入金額が確定したため、303万3,000円を増額補正するものです。

続いて、小規模保育所整備助成事業は、府中南幼稚園の小規模保育棟新築工事に係る補助金について、国の保育所等整備交付金の補助基準が引き上げられたことに伴い、663万5,000円を増額補正するものです。

続いて、保育所施設耐震化助成事業は、第二府中ひかり保育園施設整備費補助金について、国の保育所等整備交付金の補助基準が引き上げられたことに伴い、1,263万3,000円を増額補正するものです。

12ページです。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、消防自動車維持管理事業は、物品修繕料の増額補正です。当初予算において、消防自動車の車両法定点検12台分及びタイヤ交換や一般修繕料等を計上しておりましたが、点検での指摘事項等も含む緊急修繕対応により、当初見込み額を上回る見込みとなりました。よって、不足見込み額の89万2,000円を増額補正するものです。

次に、目 非常備消防費、消防団活動事業は、消防団を退職する方に条例に基づき退職報償金を支給するもので、消防団員退職報償金1名分97万9,000円の増額



補正です。

それでは、3ページにお戻りください。3ページは債務負担行為補正です。

追加としまして、第二府中ひかり保育園借入金償還補助金は、期間、平成29年度から平成49年度まで、限度額7,397万6,000円です。

先ほど歳出予算補正でも御説明いたしました第二府中ひかり保育園増改築工事に係る借入金の償還について補助を行うものです。独立行政法人福祉医療機構から借り入れた元金1億4,850万円及び利子549万8,000円、総額1億5,399万8,000円に対し、要綱に基づきその2分の1を償還の年度に補助をするものです。

次の4ページは地方債補正です。

変更としまして、保育所施設耐震化助成事業の限度額は、補正前が1,590万円、補正後が1,700万円です。110万円の増額です。

次に、小規模保育所整備助成事業の限度額は、補正前が700万円、補正後が760万円です。60万円の増額です。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と補正後で変更はございません。

なお、本補正におきまして、補正後の財政調整積立基金からの繰入金が7億6,309万6,000円となりました。安定的な財政運営のためには、財政調整積立基金について一定規模を確保する必要があるとございます。よって、今後の歳入歳出の執行状況をにらみながらとはなりますが、今年度については、財源対策として減収補填債借り入れの検討を行うこととしております。その際には今後の補正予算に計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は9ページから12ページまでの歳出からページごとに行います。

まず、9ページについて質疑ございますか。

12番西議員。

○12番（西 友幸君） 総合行政システムについてなんですけど、夫婦、今別姓でやるようにやられてると今聞いたんですが、これ府中町のどのぐらいの人が大体そんなことを望んでおられるんですかね。既婚者でいうことじゃろう思うんですけど、何%ぐらいの人がそういう要望を出されてるんでしょうか。

○議長（中村武弘君） 答弁。

総務部次長。

○総務部次長（大塚圭子君） 今回のシステム改修に係る経費の内容でございますが、先ほど西議員さんが言われました夫婦別姓ではなく旧姓併記。要するに、結婚されてもとの名前を名乗られる方が多いということで、マイナンバーカード、住民票のほうに、指名の横に旧姓を併記するという内容でございます。

申しわけないんですが、その旧姓を併記するということを希望されるという希望のアンケートとか調査をまだしたことがございませんので、何%の方が希望されるかというのはまだわからない状況です。

以上です。

○議長（中村武弘君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に10ページについてございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に11ページについてございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に12ページについてございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

まず、7ページと8ページの歳入について、一括で質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に3ページの第2表、債務負担行為補正について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、次に4ページの第3表、地方債補正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第6、第25号議案、平成29年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第25号議案 平成29年9月8日提出。

平成29年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成29年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,964万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,269万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長(高石寛智君) 第25号議案、平成29年度府中町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。まず歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、その他一般会計繰入金は、

本補正予算で必要となる一般財源を措置するもので、1,956万3,000円の増額補正です。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成28年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、8万5,000円の増額補正です。

次の6ページは歳出です。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険基金積立金、国民健康保険基金積立金事業は、平成28年度の本会計の決算剰余金について、法令に基づきその2分の1相当額を積み立てるもので、4万3,000円の増額補正です。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、療養給付費等負担金返還事業は、平成28年度に交付を受けた療養給付費等負担金の精算に伴い、療養給付費等負担金返還金として国に返還するもので、775万9,000円の増額補正です。

続いて、療養給付費等交付金返還事業は、平成28年度に交付を受けた療養給付費等交付金の精算に伴い、療養給付費等交付金返還金として社会保険診療報酬支払基金に返還するもので、1,134万2,000円の増額補正です。

続いて、特定健康診査等負担金返還事業は、平成28年度に交付を受けた特定健康診査等負担金の精算に伴い、特定健康診査等負担金返還金として国及び県にそれぞれ25万2,000円を返還するもので、合計して50万4,000円の増額補正です。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は5ページと6ページの歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。

12番西議員。

○12番（西 友幸君） 国民健康保険とか社会保険についてなんですが、私どもは以前国民健康保険で済んでおったんですが、再度また社会保険に入るようにということで、今社会保険に加入しておるんですが、年金も社会保険も払う一方で、とにかく、もう手元に残らないような時代になってきとるんですが、そこら何とかできんもんか思うんですけど、これは国のほうじゃろう思うんですけど、多分町長らも社会保険まだ払われてると思うんですが、ちょっと所得多い人はそういう形になりますよね。これ、ことしの初めぐらいだったですかね、社会保険に変わったのは。そこらについて

ちょっと説明願います。

○議長（中村武弘君） 答弁。

保険年金課長。

○保険年金課長（森本雅生君） ことしの初めに社会保険に変わられたいうところがちょっと質問の内容がよくわからないんですが。

○12番（西 友幸君） 国民健康保険だったのが、社会保険に変えてくれというて変えたよ。

○議長（中村武弘君） 西議員、もう一回今の質問は。

○12番（西 友幸君） いいですか、もう一回やって。国民健康保険で済んだもんが社会保険を払わにやいけんようになった。簡単な質問なんじゃがね。

○議長（中村武弘君） 休憩とります。

（休憩 午前10時36分）

（再開 午前10時37分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 西議員は改めて当事者に聞き直すそうですから、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第7、第26号議案、平成29年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第26号議案 平成29年9月8日提出。

平成29年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成29年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,646万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,913万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第26号議案、平成29年度府中町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。まず歳入です。

款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金、過年度分は、平成28年度に交付を受けた介護給付費交付金の精算に伴い、社会保険診療報酬支払基金から追加交付を受けるもので、79万2,000円の増額補正です。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、本補正予算で不用となる基金繰入財源716万2,000円について、減額補正するものです。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成28年度の本会計の

決算剰余金を繰り越すもので、１億２８３万６，０００円の増額補正です。

６ページは歳出です。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金、介護給付費準備基金積立金事業は、平成２８年度の本会計の決算剰余金について、法令に基づき、その２分の１相当額を介護給付費準備基金積立金として積み立てるもので、５，１４１万９，０００円の増額補正です。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、平成２８年度に交付を受けた介護給付費負担金や地域支援事業交付金などの精算に伴い、過年度分償還金として国や県などに返還するもので、４，５０４万７，０００円の増額補正です。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は５ページと６ページの歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第８、第２７号議案、平成２９年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第２７号議案 平成２９年９月８日提出。

平成29年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,797万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第27号議案、平成29年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

5ページをごらんください。歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 事務費繰入金、事務費繰入金は、本補正予算で必要となる一般財源を措置するもので、9万5,000円の増額補正です。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金、繰越金は、平成28年度の本会計の決算剰余金を繰り越すもので、12万4,000円の増額補正です。

6ページは歳出です。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、国庫支出金等過年度分返還事業は、平成28年度に交付を受けた補助金の精算に伴い、過年度分償還金として広島県後期高齢者医療広域連合に返還するもので、21万9,000円の増額補正です。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は5ページと6ページの歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) ここで休憩をしたいと思います。再開は11時から。休憩。

(休憩 午前10時17分)

(再開 午前11時00分)

○議長(中村武弘君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) 日程第9、第28号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(佐藤信治君) 第28号議案 平成29年9月8日提出。

府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について。

府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、老朽化した鶴江住宅を廃止するため、府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(中村武弘君) 補足説明。

建設部長。

○建設部長(梶川幸正君) おはようございます。建設部長でございます。補足説明を

させていただく前に、参考資料の字句に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

第28号議案参考資料をお開きください。

2の改正事項の概要の表の下にございます府中町北交流センター設置及び管理条例と記載をしておりますが、正しくは府中北交流センター設置及び管理条例で、府中町の町の削除をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、第28号議案、府中町営住宅設置及び管理条例の一部改正について、補足して説明をさせていただきます。

第28号議案参考資料をごらんください。

1の改正の趣旨でございますが、老朽化した鶴江住宅を廃止するため、府中町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、2の改正事項の概要を説明させていただきます。

新たに整備した本町住宅の入居開始に伴い、老朽化の著しい鶴江住宅を廃止するので、改正後の表のとおり改めるものでございます。この鶴江住宅の廃止は、平成24年度に策定しました府中町町営住宅長寿命化計画において、町営住宅各団地の維持管理計画を定めておりますが、現在の本町住宅の敷地にごございました旧大樋ノ口住宅とこのたび団地の廃止を行う鶴江住宅の計画的な統廃合に基づくものでございます。

なお、鶴江住宅は昭和28年度に10戸が整備され、そのうち4戸が現存しておりますが、この4戸の入居者につきましては、統合先となります本町住宅への移転が本年5月に完了しております。

また、廃止した鶴江住宅につきましては、本年度に解体工事の施行を予定しております。

3の施行期日につきましては、平成29年10月1日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） すいません。これはようわかっとなるよ。あそこをなしにする。

だけど、関連で聞きたい。町営住宅、五反田の住宅が何戸残っとなるか。山田が何戸ね

鶴江はブロック住宅だけで皆入っとなってかどうか。それから、桃山が何戸、青崎が何戸残ってるか。そして、五反田だったら、大体ならあそこ20軒ぐらい入れるんじゃないかと思うんじゃないけど、今4～5軒入っとなるかどうかというような感じ、私が選挙して見てね。

だから、その辺がこれからそれを、これは今回は町営住宅の設置、廃止の管理条例のことなんじゃけど、これからのこともついでじゃき。質問しとらん、一般質問で。だからこれからどうするんか。山田の町営住宅壊したよね。前を壊したよね。壊して今あそこが草ぼうぼうになっとなるわ。じゃけ、ああいうふうに壊したところを今度は駐車場にしてどうこうするとか、ああいうふうな考えがあるかないかね。やっぱり壊す。壊しっ放しにしとると草ぼうぼうになっとなるからね、やっぱり後の管理も必要だと思うから、その点も兼ねてちょっと答弁もらいたい。

○議長（中村武弘君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） まず、繁政議員の御質問の空き家状況、入ってる管理状況でございます。

鶴江住宅につきましては管理戸数が4で、今回全部出られてゼロでございます。

そして、山田ブロックにつきましては24戸ございます。それで、今の入っていらっしゃるのが17。したがって、空き家が7でございます。

そして、五反田住宅でございます。これが管理戸数が16、そして入っていらっしゃるのが9、7が空き家でございます。

鶴江ブロック住宅は、管理戸数が20、そして入っていらっしゃるのが19、1つが空き家でございます。

そして、青崎東住宅につきましては36、管理戸数が36でございます。これは全戸入っていらっしゃいます。36入っていらっしゃいます。

桃山住宅につきましては3戸の管理戸数。そして、2戸入っていらっしゃいます。1戸が空き家でございます。

したがって、合計入居者につきましては103でございます。これは本町住宅も合わせてでございますが、103でございます。そして、空き家が20という形になろうかと思えます。

それで、先ほどの答弁にもございましたが、今後の維持管理につきましては、平成

24年度に策定した府中町の町営住宅長寿命化計画において管理運営をしていきたいと。今、実質に募集をかけているのが青崎東と本町住宅でございます。あとは今募集停止という形になっております。

そして、山田の下段側。これは駐車場とかいろんな利用方法等あるわけなんです、これは芸予地震によって石積み自体がクラックが入って、あそこを使用な状態にないということで今のような状況でございます。したがって、今後あそこら周辺を整備する中でそこらは検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

4番梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） このたび鶴江住宅の方が全部こっちに移転されたということで、全部あいてるわけですけども、住民の人からいつあれが撤去されるのかというような質問をよく聞きますので、そういう計画ですね。鶴江の住宅、あいたところはいつ撤去されるのかという質問でございます。

○議長（中村武弘君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 先ほど答弁の中にも一応今年度解体させていただくということで今準備を、これを廃止の条例を通していただいて、その後に解体をさせていただこうと、準備にかかりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 4番梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君） あと、その跡地の利用について何か計画があれば教えていただきたいと思います。

○議長（中村武弘君） 建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） この鶴江住宅の敷地につきましては、広島県から府中大川の河川敷を町営住宅の建物敷として許可を受けて占用をしており、その占用料が発生しておりますので、鶴江住宅の用途廃止、解体後は、まずは広島県に返還をしたいというふうに考えております。

その後、府中大川沿いの鶴江住宅付近一帯の河川敷について、緑地等の公共空地の利活用を見据えながら、県や関係部署などと協議、調整を図りながら、整備方針を考

えていきたいというふうに考えております。

なお、今回の事案につきましては、一応実施計画上には載せてるんではございますが、若干検討期間を1年ぐらいいただきたいということも考えとる次第でございます。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

12番西議員。

○12番（西 友幸君） 五反田とか山田ですね、これかなりあいてますよね。それで、これ統廃合を考えられたらどうかと思うんですが、地域性もあると思うんですが、特に山田ブロックというのは御存じのように入り口がすごく狭くて、トイさんの家の前通って行って車もまともに入らん、救急車も入らんような場所でございますよね。非常に危険があって、火災が起きてもなかなか家も古いし、先ほど言われたように下のブロックは壊れとるといような状況ですので、ちょっとそこら考えていただかないと、私いつもあっくら通ると本当道路狭くて、ほんまよっぽどうまくないと車こっつけますよ。そこらの統廃合をひとつ今からやっていただいたら、1つやめて1ついいものを建ててあげるとか快適な住みやすさをしてあげたらどうかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（中村武弘君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 先ほども申し上げましたとおり、長寿命化計画の中でそこらは、検討すべき統廃合とかそういうのは打ち出しております。議員おっしゃるとおりだと思います。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） 18番力山議員。

○18番（力山 彰君） 今、西議員のほうから五反田の話が、トイさんの前が狭いけど、どうのこうのいう出たんですが、統廃合するのはいいんですけど、今五反田地区は土石流危険地帯で、特に赤塗ですね。特別警戒区域ということになっておりまして、五反田のほうからそこに砂防ダムをつくっていただきたいと要望しておるところなんです。これ、一軒一軒署名いただいて、府中町を經由して県に出しとるわけですけども、砂防ダムをつくる要件がございまして、広島県は50戸以上ないと砂防ダムをつくるできないと、対象から外しますということでございまして、現在五反田

の地区、その土石流危険地帯は五十数件でございます。五反田住宅を統廃合するということは、建てることがもう既にできませんので、家を壊して出ていくということになりますと50軒を切りまして、土石流を防ぐための砂防ダム、これの建設がもう最初から考えられないということになりまして、もう一軒一軒、あと出ていくしかないという状態になりますので、その統廃合についてはそこら辺を配慮していただきまして。

○議長（中村武弘君） 力山議員、議題外になっておりますので、統廃合に対する今質問ですから。

○18番（力山 彰君） ですから、統廃合について今言いよるわけです。ですから、統廃合の時期をしっかりと考えていただきたいと。そこへ住んどる人の命がかかっておりますので、ぜひその点も配慮しながらやっていただきたいということを言いたいわけですから。ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 要望でよろしいですね。

○18番（力山 彰君） はい、要望です。

○議長（中村武弘君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第10、第29号議案、府中町介護保険条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第29号議案 平成29年9月8日提出。

府中町介護保険条例の一部改正について。

府中町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、府中町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 第29号議案、府中町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明させていただきます。

第29号議案参考資料をお開きください。

1、改正の趣旨でございますが、本年6月2日に公布されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法の改正に伴い、府中町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

続いて2、改正事項の概要でございますが、介護保険法第214条第3項に定める介護保険の調査に対する罰則規定は、現在府中町介護保険条例第16条としてそのまま内容を変えず規定しておりますが、この介護保険法が改正されたため、法に加えられたものと同様な改正を介護保険条例に加え、整合を図るものでございます。

前のページをお開きいただき、府中町介護保険条例新旧対照表をごらんください。

具体的には、新旧対照表にございますように、現行の介護保険条例第16条に第1号被保険者とある部分を被保険者と改正することにより、結果的に第2号被保険者に関する規定を加えるという改正でございます。

最後に、施行期日等ですが、施行期日は条例の公布の日からとさせていただきます。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

5 番 繁政議員。

○ 5 番（繁政秀子君） 厚生であれなんですが、ちょっと 9 月 1 日に広島市がポイント制度、私たちも出張でポイント制度を取り入れたらいいだろうというんで出張行ってきたんですが、広島市が今度その制度を変えて、全国でも珍しい制度に変えたんですよ。それで、うち方も社協に話をしたら、社協が今度ね、今からそのポイント制度を、例えばボランティアに行ったらボランティアに行って 1 点つく。それから、どこか行ったら引き合った人に対して 1 点つく。それは今度は自分が介護してもらわにゃいけんようになったときに、それが使えるというような制度全国でやってるんですよ。

それを見にいったんですが、今度広島市は変えまして、今まで 7, 500 円かな、バス代払いよったのが、今 3, 600 円になっとる。それをやめたい。なぜかいうたら、3, 600 円のカードあげたら、もう全然外に出ない人はそれと売ってんじゃそうですわ、2, 600 円ぐらいで。それはようないいうんで、今は広島市の皆さんが考えられたのが、今度は外出する動機。要するに、外に出てみんなに会って元気になってください。そうすると、介護保険も健康保険も何も使わなくて、その使わない分をポイントで返してあげましょうと。そのポイントが 1 点で 100 円つくんですよ、100 円。しかも本人につく。この人のところへ行ってこの人の、例えばこの人が障がい者じゃったら、その人のお世話をしたりしたら 2 点、200 円本人につくよね。そういうようにして、みんなが外に出てどんどん元気のある町にしたいと。3, 600 円あげるのをやめるからそうしたんかもわかりませんが、そういうことをするようにしとる。

ほいで、物すごう住民が、市民が大歓迎しとるわけよ。自分に返ってくるんじゃけね、自分に。ほいで、ラジオ体操朝 1 回行ったら 100 円つく。それから、施設へボランティアで行ったら、施設へボランティアで行って 2 点とかね、ほいで目の不自由な人に朗読ボランティアなんかしたら 4 点とかね、それ全部自分たちが登録して、私らはこういう団体でこういうふうなことをしますいう登録したら、印鑑ついてもろて、それが 8 月末に精算されて、10 月には本人の通帳に入るという制度を 9 月 1 日からやったんですよ。これ 9 月 1 日じゃなかったら一般質問に出すんじゃないんじや。どこかでこれ言うて、今ポイント制度をやりかえようかのうという、やろうかのういうところじゃけ、ちょっと言うときたいわけよ。どこかで言うところがないかのう思ったら…

○議長（中村武弘君） 繁政議員、少しばかり議題外れておりますので。

○5番（繁政秀子君） わかった。それはわかっとなるんじやが、これにひっかけて包括支援センターなんかのこともかかわってくるから、ちょっと質問兼ねてさせてもらいたいと思います。

以上です。すみません、考えておいて。

○議長（中村武弘君） 要望でいい。

○5番（繁政秀子君） いや、質問。

○議長（中村武弘君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） ただいまの議員のお話のとおり、広島市が9月1日から始められて、とても好評というふうには聞いております。制度設計自体は違うんですけれども、健康という観点では当町においても健康マイレージの制度があって、またボランティアに関しましては、これから障害者福祉の施設や介護施設、子育ての支援施設等のボランティアに対する福祉ボランティア制度というものもこれから始めてまいりますので、広島市の制度につきましては、まず研究させていただく。その中でまた当町のボランティア制度も考えていくというところで、研究させていただくということで答弁させていただきます。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第11、第30号議案、工事請負契約の締結についてを議

題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第30号議案 平成29年9月8日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するためでございます。

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 第30号議案、工事請負契約の締結について、補足して説明をさせていただきます。

工事名、関連公共下水道29-7築造工事。工事場所、府中町山田一丁目、二丁目でございます。請負金額、4,887万円。請負人、広島市東区矢賀新町四丁目7番6号 大政建設工業株式会社でございます。仮契約年月日は平成29年8月2日で、工期は議会の議決のあった日の翌日から平成30年3月30日まででございます。

それでは、工事内容について御説明をさせていただきます。

今回の工事は、昨年度に引き続きまして砂原第2処理分区の污水管の整備促進を図るものでございます。

工事概要でございますが、第30-1号議案参考資料をごらんください。

工事箇所は山田一丁目、二丁目地区で、町道御衣尾永田線でございます。赤色で着色して表示してます箇所に、管径250ミリの污水管を布設するもので、山田川の底を横断するため、推進工法で111.7メートルを施工いたします。土かぶりでございますが、平均3.25メートル程度の計画となっており、マンホールを3カ所設置をいたします。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 12、第 31 号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第 31 号議案 平成 29 年 9 月 8 日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 25 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づく条例で定める財産の取得をするためでございます。

詳細についての説明は、消防長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

消防長。

○消防長（寺尾光司君） 第 31 号議案、財産の取得についてを補足して説明をさせていただきます。

取得する財産、予定価格が700万円以上の財産の表示でございますが、119番通報受付用交換機一式でございます。購入金額は1,825万2,000円、契約の相手方ですが、広島市西区楠木町一丁目7番7号 松電産業株式会社でございます。

現在、府中町の消防本部では、平成11年度に購入、整備いたしました119番受信信用交換機により119番の受け付け通報を行っておりますが、当該交換機は設置後既に17年が経過をいたしまして、電子部品等が経年劣化するとともに、附属の機械であります送受信電話機や録音機などにふぐあいが出始めたことから、このたび計画的に受付用交換機器を更新し、119番通報受信体制の万全を期そうというものでございます。

なお、当町における火災通報、救急救助要請のほとんど、99%が119番の電話通報によるものでございます。平成28年中においては2,840件、1日平均7.8回の通報がありました。119番通報受付用交換機は、消防活動の根幹をなす重要な設備機器の一つでございます。

この財産取得に関する仮契約の概要については、次のページの第31号議案参考資料に記載のとおりでございます。

指名競争入札にて契約執行し、本年7月27日に仮契約を締結しております。納入期限につきましては平成30年2月28日としております。

財産取得の明細でございますが、119番通報は多くの電話会社からの回線から入電をしてまいります。固定電話でありますNTT、KDDI、ソフトバンク、また最近IP電話からの入電もあります。また、携帯電話、スマートフォンからも、ドコモ、au、ソフトバンクなどからの119番の入電もございます。これらの回線の交換、制御をする指令制御装置一式と、それらと通話する補助受付装置が主な機器となります。受付装置である多機能電話機は、消防庁舎1階の通信指令室に3台、バックアップ用として仮眠室と2階事務所に各1台、計5台を設置いたします。その他通話録音装置、非常用受付装置、蓄電池を含む直流電源装置、避雷器などを更新更新整備するというものでございます。

事業に当たっての財源でございますが、75%を地方債起債、残り25%を一般財源で対応するということとしております。

安心・安全な暮らしのため、今後とも計画的な消防施設設備の整備に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第13、第32号議案、広島市に公の施設を利用させることに関する協議についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第32号議案 平成29年9月8日提出。

広島市に公の施設を利用させることに関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、広島市長から、本町の公の施設を広島市の住民の利用に供させることについて次のとおり協議があったので、これに同意することについて、議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、広島市流域関連公共下水道事業計画の変更により、広島市の下水が本町の下水道施設、汚水管渠でございますが、を利用して排除されるため、本町の公の施設の利用に関する協議について、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君） 第３２号議案、広島市に公の施設を利用させることに関する協議について、補足して説明をさせていただきます。

本議案は、広島市から本町の公の施設である公共下水道を広島市民の一部の方の汚水を排除するために利用させることについての協議があったものでございます。

地方自治法第２４４条の３第２項では、普通地方公共団体は他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができるようになっており、そのためには同３項において双方の議会の議決を経なければならないこととなっています。このため、本件施設利用の同意について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本議案は広島市議会においては、平成２９年６月３０日に議決をされております。

それでは、今回の該当箇所等について説明をさせていただきます。

第３２－１号議案参考資料の府中町公共下水道へ下水（汚水）を排除する区域の図面をごらんください。

この図面は、今回の広島市と本町との境界付近の協議区域を示しており、黒色の点線が行政界でございます。図面左側にＪＲ山陽本線と向洋駅があり、向洋駅周辺区画整理事業区域でございます。茶色の線で示しているのが太田川流域下水道安芸幹線であり、本町で発生した汚水はこの安芸幹線に集約され、広島県の東部浄化センターで処理され、海田湾に放流をされております。

本町と広島市は、これまで隣接する市町として協議しながら効率的な下水道の施設計画、整備を行ってきており、城ヶ丘地区と東区温品地区、柳ヶ丘地区と安芸区船越地区、青崎中地区と南区青崎地区などで既に同様の手続を経てお互いの公の施設の利用を図っております。

今回の協議区域は、赤色で着色している部分約０．１ヘクタールを追加するものですが、青崎中地区と南区青崎地区では、平成８年度に水色着色部分約０．２ヘクタール、平成２２年度に黄色着色部分約０．４ヘクタールにおいて、公の施設利用に関する協議を行っており、既に本町の公共下水道施設である鹿籠幹線及びそれに接続する管路施設を利用しています。

当該公の施設利用につきましては、これまでは本町の施設を利用せず、市域のみで

排除する計画としておりましたが、区画整理事業による土地利用に変更が生じた結果、赤色着色部分については本町の公共下水道を利用するほうが経済的であるため、排水計画を変更するとともに、規定に従い議会に本件同意の議決を求めるものでございます。

なお、利用施設の建設費並びに維持管理費に対する負担は、計画下水量の割合で案分して行うこととなっており、建設費については、本案件では本町の施設が既に整備済みであるため、広島市の負担は生じません。維持管理費については、今後管路施設のしゅんせつや清掃、補修、改築などを実施した場合、負担していただくこととなります。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） ここで少し早いんですが、昼休憩といたします。再開は13時からです。よろしくお願いいたします。休憩。

（休憩 午前11時40分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第14、第33号議案、平成28年度府中町歳入歳出決算の認定についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第33号議案 平成29年9月8日提出。

平成28年度府中町歳入歳出決算の認定について。

平成28年度府中町歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

府中町長 佐藤信治

補足説明につきましては、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいま理事者の説明があったわけですが、本案につきましては委員会付託前に本会議において総括的な補足説明と監査委員の意見をお聞きし、決算審査特別委員会委員、後ほど改めて指名いたしますが、本年度は偶数番でのメンバー構成となっておりますので、偶数番となる方の発言は遠慮していただきながら、奇数番議員の皆さんで決算審査特別委員会に対し、特に審査してもらいたい事項等の要望をしていただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議ないようですので、そのように進めてまいります。

それでは、総括的な事項についての補足説明をお願いいたします。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君） 第33号議案、平成28年度府中町歳入歳出決算の認定についてを補足して説明いたします。

それでは、提出書類の平成28年度主要施策の成果に関する調書の1ページから2ページの主文の読み上げにより、決算の総括的説明とさせていただきます。

平成28年度の国の当初予算は、一億総活躍社会の実現に向けて、安定財源を確保しつつ、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」に直結する、子育て支援や介護サービス等の充実等を図るとともに、持続可能な社会保障制度の確立のための制度改革の推進、事前防災・減災対策の充実や公共施設の老朽化対策等といった国土強靱化の



推進等に重点的に配分の上、「経済・財政再生計画」初年度の予算として、経済再生と財政健全化の両立をめざして編成されました。

また、平成28年8月には「未来への投資を実現する経済対策」を閣議決定し、これに基づいて「一億総活躍社会の実現の加速」、「熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対策の強化」等に係る経費として、平成28年10月に補正予算を編成しています。

こうした国の取り組みのもと、雇用・所得環境が改善し、我が国経済は緩やかな回復基調が続いていますが、個人消費等の伸びは、所得・収益の伸びと比べ力強さを欠いた状態となっており、景気回復の実感が国民の間に十分に浸透しているとはいえない状況です。

当町においては、第4次総合計画に掲げたまちづくりへの取り組みを着実に実施するとともに、国の補正予算に合わせて、教育施設の耐震化、改修等事業を前倒しして着手し、適正な事業執行に努めました。平成28年度における当町の一般会計の決算は、次のとおりです。

歳入面のうち町税においては、景気回復を背景に、前年度と比較すると、個人町民税で9,095万2,000円、法人町民税で8億5,488万9,000円の増収となり、町税全体では10億5,363万3,000円増の85億3,508万9,000円となりました。

また、繰越金が1億7,221万円増の4億4,472万4,000円、町債が1億5,251万1,000円増の36億2,558万3,000円となりました。

前年度より減額となった主なものは、地方交付税が3億5,987万3,000円減の11億4,722万4,000円、またプレミアム付商品券発行事業の完了に伴い、諸収入が1億5,189万4,000円減の1億8,413万5,000円になりました。歳入総額としては、8億4,557万7,000円（4.3%）増の203億8,404万1,000円となりました。

歳出面において、投資的事業では、実施計画に基づき向洋駅周辺土地地区画整理事業や公共下水道事業を引き続き実施するとともに、学校施設耐震化事業では、府中中央小学校の新校舎の完成を受けて仮設校舎の撤去を行いました。また、府中中学校校舎耐震化工事については、4月から仮設校舎での授業を開始し、旧校舎の改築・改修工事に着手しました。なお、平成29年度中の完成をもって、町内全ての小・中学校の

耐震化工事が完了します。

南小学校青崎東線整備事業は引き続き用地買収等を実施するとともに、（仮称）本町住宅・北部総合福祉施設等整備事業は、町営住宅、児童センター、集会所を兼ね備えた複合施設「府中北交流センター」の新築工事が完了しました。

そのほか、防災行政無線デジタル化整備事業の親局及び屋外拡声子局の一部整備などを計画的かつ適切に遂行しました。また、小・中学校普通教室等の空調設備の整備について、中学校は２校とも設計を完了し、工事に着手しました。小学校は、平成２９年度末に５校全ての整備を完了することとし、設計に着手しました。

経常的事業では、少子化対策の強化、災害対策、健康づくりや男女共同参画社会の推進に取り組みました。

また、平成２７年度の中学校生徒の自死に係る第三者委員会からの答申を受け、信頼される学校教育の確立のための重点施策を定め、その実現に向けて全教職員を対象とした研修等を行うとともに、いつでも相談できる体制づくりの一環として、スクールカウンセラーの配置時間を増加するなど、学校運営の改善に取り組みました。

放課後児童クラブ（留守家庭児童会）事業では、受け入れ児童を高学年まで拡充し、夏休み・冬休み期間中のみの追加受け入れを開始しました。

さらに、行政サービスの向上を図るため、住民票等の証明書をコンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機から交付するシステムについて、平成２９年９月から運用開始できるよう準備を進めました。

歳出総額は、前年度と比較し、６億４，４９７万７，０００円（３．４％）増の１９７億３，８７１万７，０００円となりました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は６億４，５３２万４，０００円、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源１億３，５４３万４，０００円を差し引いた実質収支は５億９８９万円となりました。

なお、当該年度の歳入により当該年度の歳出が賄えたことから、前年度同様、財政調整積立基金を取り崩さない決算となり、年度末の当該基金残高は１７億３，００５万６，０００円となりました。

平成２８年度の主な財政指標は、次のとおりです。

財政力指数は、前年度の０．８６０から０．８７３に上がりました。

実質公債費比率は、前年度の１０．８％から８．８％に、経常収支比率は、町税等

の経常一般財源の増加により、93.8%から91.2%にそれぞれ下がりました。

一般会計の地方債残高は、学校施設耐震化事業に係る借入れにより教育債が増加した影響が大きく、全体では11億8,344万6,000円増の218億5,833万5,000円となりました。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 続いて、決算審査の参考資料であります平成28年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、監査委員から参考意見をお聞かせいただきたいと思います。

本席に監査委員の木田議員がいらっしゃいますので、木田議員、よろしくお願いいたします。

2番木田議員。

○2番（木田圭司君） それでは、参考資料として事前にお配りしております平成28年度府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをごらんください。よろしいでしょうか。

審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、各会計歳入歳出決算及び附属書類が関係法令に定める様式を基準として計数が正確で関係諸帳簿と一致しているかを観点として審査いたしました。その結果、審査に付された決算及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と一致し、予算執行は適正に行われていることを認めております。

次に、57ページをごらんください。

地方自治法第241条第5項に規定する基金。府中町土地開発基金の運用状況に関する審査でございます。審査につきましては、審査に付された基金運用の計数は、関係諸帳簿と照合した結果、全てが正確で、その運用は設置目的に従っており、運用方法や手続も適正であると認めております。

また、58ページには決算の概要を、59ページには審査に関する意見等を総括しています。

それでは、59ページをごらんください。

審査の意見等を述べさせていただいておりますので、読み上げさせていただきます。

（1）財政状況でございます。近年の経済情勢について、財務省等によると経済は緩やかに回復しつつあると報告があり、平成28年度は当町でも一般会計の決算額が

前年度と比較して町税が１０億５，３６３万３，０００円増加している。

しかし、依然として財政状況は厳しく、１を超えるほど財源に余裕があるとされる財政力指数は０．８７３であり、比率が低いほど財政構造の弾力性を示す経常収支比率は９０％と、依然として高い数値を移行している。この状況は決して良好であるとは言えず、今後とも新たな課題に柔軟に対応するためにも、財政の硬直化は避ける必要がある。

実質公債費比率や将来負担比率は減少傾向にあり、健全財政を維持しているといえるものの、今後も事業の優先順位を見きわめて、より効果の高い住民サービスの推進に努めていただきたい。

次に、（２）債権管理について、平成２８年度の自主財源の収納率は、前年度と比べて一般会計が０．４ポイント、特別会計が０．７ポイント高くなっており、年々収納率は上昇し、改善されている。このことは債権回収に当たる取り組みの成果が着実にあらわれてきていると思われ、担当職員の熱意と地道な努力に敬意を表するところである。

しかしながら、一般会計では町税で１億１，９２０万２，０００円、特別会計では国民健康保険税が２億１，０９５万５，０００円などの収入未済額がある現実を踏まえ、今後とも税負担の公平性の観点からも、法的手段を含めた厳格な対応及び適切な収納対策を行い、収納率の一層の向上に努められたい。

また、その一方で滞納者には、その状態に至った経緯及び置かれている状況を的確に把握し、生活再建への助言や各種制度の利用について関係機関と連携し、必要な支援を行うなど、きめ細やかな対応を切望する。

この２点について、また終わりに、引き続き中長期的な視点に立った健全な財政運営に努められるよう述べさせていただきました。

監査からは以上でございます。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中村武弘君） 以上でそれぞれの説明を終わりました。

続いて、決算審査特別委員会に特に審査をしてもらいたい事項等の要望がございましたら、お願いいたします。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君） 一番最後の監査の意見でありますように、収入未済額がかなりずっとあるわけですが、今まではね、今回もありますので、そのことについて今度の

決算審査で十分に審査されて、いい結果を出すにはどうしたらいいか、それを特に話し合ってもらいたいと思います。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。ようございますか。

12番西議員。

○12番（西 友幸君） 今ですね、（聴取不能）0.9でまだちょっと低いようなことと言われたですね。これを高めるようにということなんですが、高める方法論として何かいい方法があるのかどうかをちょっとそこらもちょっと確認していただきたいと思います。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、ここでお諮りします。

本案は、慣例により、平成28年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、質疑を含めた審査をお願いすることにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議ないようですので、そのように決定いたしました。よって、平成28年度決算審査特別委員会を設置します。

なお、御理解いただいていることと思いますが、会期中に審査をお願いすることになっておりますので、念のため申し添えておきます。

（決算審査特別委員会設置）

○議長（中村武弘君） 次に、特別委員会の委員の選出ですが、従来からの慣例、申し合わせによりまして、議席番号の奇数番、偶数番議員の半数で交互に行っております。昨年は奇数番の議員でしたので、今回は偶数番の議員により構成したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、府中町議会委員会条例第5条の規定により、4番梶川議員、6番山口議員、8番上原議員、10番児玉議員、12番西議員、14番西山議員、私、16番中村武弘、18番力山議員、以上の8名を指名いたします。

なお、2番の木田議員につきましては、監査委員でございますので、指名する委員

から外れております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村武弘君) 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしましたとおり、平成28年度決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、ただいまから平成28年度決算審査特別委員会の正・副委員長の互選をいたしたいと思いますので、ただいま選任されました委員の皆様は、第1委員会室にお集まりください。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) しばらく休憩いたします。休憩

(休憩 午後 1時20分)

(再開 午後 1時40分)

○議長(中村武弘君) 休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(中村武弘君) ただいま、平成28年度決算審査特別委員会が開かれ、委員長に12番西議員、副委員長に10番児玉議員が互選されました。

本席におられますので、まず委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

12番西議員。

○12番(西 友幸君) 本日は、図らずも私が委員長ということになりましたので、皆様の御協力を得まして一生懸命やっていきたいと思っております。

そして、重要な要求書類とかね、いろんな皆さんのお気持ちをしっかりその中で討議していきたいと思っております。特に、奇数番の方はもしそのときに言いたいことがあったら、十分偶数番とかいろいろな方に町当局に必要な書類を求めるようお願いいたしますので、よろしく願います。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(中村武弘君) ありがとうございました。続いて、副委員長、お願いいたします。

10番児玉議員。

○10番(児玉利典君) 副委員長を仰せつかりました10番児玉でございます。委員

長を補佐し、任務を全うしたいというふうに思っております。委員長におかれましては、お体を御自愛いただきまして、欠席のないようよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長（中村武弘君） ありがとうございます。大変御苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

審査に係る経費については、もし必要が生じた場合、予備費の充当をお願いしたいと思いますが、町長、よろしいでしょうか。

○町長（佐藤信治君） はい。

○議長（中村武弘君） よろしいということでございますので、そのように決定いたします。

それでは、特別委員会の設置が整いましたので、第33号議案、平成28年度府中町歳入歳出決算の認定についてを決算審査特別委員会に付託いたします。したがって、9月13日から審査に入っていただきたいと思います。

お諮りします。

平成28年度決算審査特別委員会の審査のため、9月13日から9月19日までの7日間、休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。したがって、9月13日から9月19日までの7日間、休会とすることに決定いたしました。決算審査特別委員会の皆様には大変御苦勞をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りいたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は9月11日午前9時30分から会議を開きます。御苦勞さまでした。

(散会 午後 1時43分)

上記記録の内容が正確であることを証するため署名する。

府中町議会 議長

議員

議員